

## 特定事業所集中減算届出書（別紙1）記載要領

- 1 「担当者氏名」「電話番号」  
届出書の内容を確認する際の担当者氏名と電話番号を記載する。
- 2 「80%を超えた法人の有無」  
訪問介護サービス等で80%を超えた法人がある場合は「有」にチェックする。無い場合は「無」にチェックする。
- 3 「正当な理由の有無」  
「80%を超えた法人の有無」が「有」の場合、正当な理由がある場合は「有」にチェックする。無い場合は「無」にチェックする。
- 4 「正当な理由が有の場合の該当する理由の番号」  
別添1「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い」の「3 正当な理由の範囲について」の①から⑦のうち一つを選択して記載する。
- 5 【1 判定期間における居宅サービス総計画件数】  
それぞれの月で給付管理を行った総数を記載する。  
(月遅れ請求の場合は、請求した月ではなく実際に給付管理を行った月に入れる。以下同じ。)
- 6 【2 訪問介護】(例)
  - (1) 「訪問介護を位置づけた計画件数」  
訪問介護を位置づけた計画数を記載する。なお、介護予防訪問介護は含まない。
  - (2) 「サービス事業所法人名」  
紹介数が多い法人名（6ヵ所まで）を記載する。（同一法人ごとの記載とし、系列法人は別法人として扱う。）
  - (3) 「法人ごとの居宅サービス件数」  
その法人を位置づけた件数を記載する。なお、1人の利用者が2つ以上の事業所を利用している場合であっても、その法人が同一法人であれば「1」と数える。
  - (4) 「b/a」  
法人ごとの居宅サービス件数の合計数（b）を訪問介護を位置づけた計画件数の合計数（a）で割り、小数点第一位まで記載する（小数点第二位で切り上げ）。
  - (5) 「紹介率が80%を超えた場合の、当該法人の訪問介護事業所名」  
当該法人が運営し、実際に計画に位置づけた訪問介護事業所名を列記する。
- 7 以下、【5 地域密着型通所介護】まで同様に記載する。利用のないサービスについては、空欄のままかまわない。

## 特定事業所集中減算に係る再計算書（別紙１－２）

### 1 「正当な理由」として⑥（サービスの質が高いこと）を選択した場合

- (1) 「届出居宅介護支援事業所名称」に届出する居宅介護支援事業所名、「事業者番号」に居宅介護支援事業所の事業所指定番号を記入する。
- (2) 「新潟市長の認める正当な理由⑥」にかかる80%を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記載箇所の下の一覧から選択して記入する。
- (3) 「サービスの質が高い」とする理由を、ア～エの全てについて「はい」か「いいえ」の該当する欄に○を記入する。
- (4) ウについては、サービスの質が向上する体制整備を条件とする加算（資料4の対象加算名一覧参照）の名称を3において当該加算名を記載する。
- (5) エに係る挙証資料については、3において具体的な記録資料の名称を記載するが、写し等の添付は不要。記録資料は、実地指導の際に確認を行うことがある。
- (6) 当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、4において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「 $b/a$ 」の分子「 $b$ 」の部分だけで、分母「 $a$ 」からは除外する必要はない。

### 2 「正当な理由」として⑦「事前相談シート」により認められた案件のある場合

- (1) 「届出居宅介護支援事業所名称」に届出する居宅介護支援事業所名、「事業者番号」に居宅介護支援事業所事業所指定番号を記入する。
- (2) 「新潟市長の認める正当な理由⑥」にかかる80%を超えて集中した法人の事業所の名称と、サービスの種類を記載箇所の下の一覧から選択して記入する。
- (3) 2は記載しない。
- (4) 3において、市からの回答が記載された事前相談シートの写しを添付する。
- (5) 当該事業所を位置づけたケアプランを除外して、4において計画件数を記載し、再計算する。このとき、除外するのは再計算書の「 $b/a$ 」の分子「 $b$ 」の部分だけで、分母「 $a$ 」からは除外する必要はない。

### 3 80%を超えて集中した事業所が複数ある場合

80%を超えて集中した事業所が複数のサービスにある場合は、別紙1－2を適宜コピーして記載し、サービスごとに再計算する。